

国立大学法人東京外国語大学研究生規程

〔昭和 52 年 4 月 27 日〕
制 定

改正 平成 6 年 4 月 1 日 平成 12 年 4 月 1 日
平成 14 年 4 月 1 日 平成 14 年 9 月 20 日
平成 16 年 12 月 28 日規則第 248 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 61 号
平成 23 年 3 月 29 日規則第 10 号 平成 24 年 3 月 27 日規則第 8 号
平成 26 年 4 月 8 日規則第 37 号 平成 27 年 3 月 24 日規則第 47 号
平成 31 年 3 月 19 日規則第 40 号 令和 4 年 3 月 22 日規則第 34 号
令和 6 年 3 月 26 日規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（以下「学則」という。）第 40 条第 2 項及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 39 条第 2 項の規定に基づき、研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第 2 条 研究生の入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(入学資格)

第 3 条 東京外国語大学（以下「本学」という。）言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部（以下「学部」という。）の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第 15 条各号のいずれかに該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、外国において大学教育修了までの学校教育の課程が 16 年に満たない国において大学教育を修了した者は、学部の研究生として入学することができる。

3 大学院総合国際学研究科博士前期課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第 16 条各号のいずれかに該当する者とする。

(入学の志願)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び必要書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 5 条 前条の入学志願者の選考については、学長が学部教授会又は大学院教授会の議を経て行う。

(入学手続及び入学許可)

第 6 条 前条の選考の結果に基づき入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに入学料を納付し、必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第 7 条 研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引続き研究指導を希望する者は、学長の許可を得て通算 2 年の範囲内で延長することができる。

2 研究期間延長の取扱については、別に定める。

(指導教員等)

第8条 学部長又は研究科長は、研究課題に応じ指導教員を指定する。

2 研究生は、研究課題について指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、当該研究に関連ある授業を聴講することができる。

(研究の修了)

第9条 研究生は、研究期間終了前1ヶ月以内に研究報告書を指導教員を通じて学部長又は研究科長に提出しなければならない。

2 学部長又は研究科長は、研究修了者に対し、本人の願い出により修了証明書を交付することができる。

(授業料、入学料及び検定料)

第10条 研究生の授業料、入学料及び検定料の額は、別に定める。

2 既納の授業料、入学料及び検定料は、還付しない。

3 納付期限までに授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者は、納付期限の日が属する月の末日をもって除籍する。

(準用規程)

第11条 この規程に定めるほか、研究生について必要な事項は、学則、大学院学則等を準用する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和52年4月27日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に大学院地域文化研究科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月8日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学研究

生規程の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。